

Q 引っ越して3カ月経っていないけど、投票するにはどうしたらいいの？

旧住所地で投票できます！（知事・道議選挙は、引っ越し先が道内市町村に限ります。）

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。
(知事・道議選挙の場合、市町村長が発行する「引き続き北海道の区域内に住所を有する証明書(住民票写し等)」を持参するか、投票所・期日前投票所で確認申請を行ってください。)

Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

不在者投票という方法があるんです！

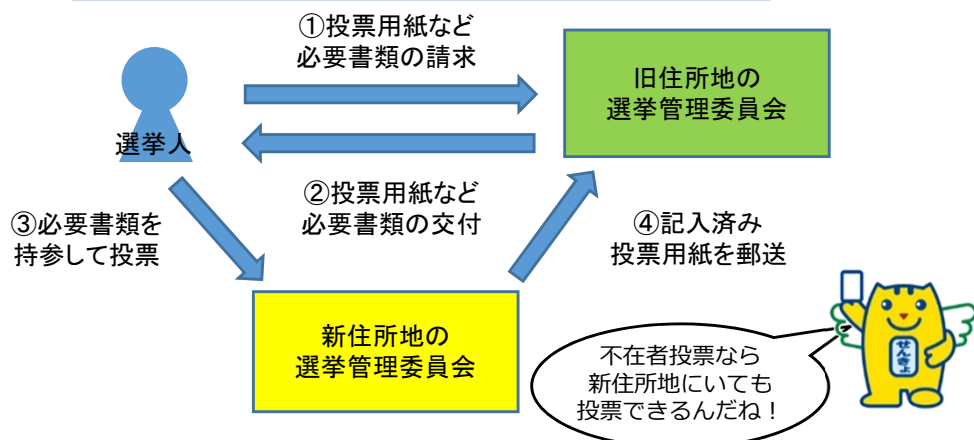
選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票の手続

- ① 旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。（※ この場合、請求書の備考欄の「引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請します。」の□にレ点を記載してください。）
- ② 交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。

不在者投票の流れ



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

右の請求書を切り取って、旧住所地の選挙管理委員会に封書で郵送してください。

請求書(兼宣誓書)

私は、平成31年4月7日執行の北海道知事選挙 選挙の当日、次の不在者投票の理由に該当する見込みです。北海道議会議員選挙
なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

【理由（該当する理由の□をチェックしてください。）】

- 仕事、学業、その他（ ）に従事
- 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
- 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- 交通至難の島等（ ）に居住・滞在
- 住所移転のため、他の市区町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

平成_____年_____月_____日

(請求先)

.....選挙管理委員会委員長

送付先	〒 _____ ー
電話番号	_____ ー _____
選挙人名簿に記載されている住所(旧住所地)	〒 _____ ー
フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
現住所	(送付先と異なる場合に記載してください。) 〒 _____ ー
備考	<input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請します。

キ
リ
ト
リ

キ
リ
ト
リ